

昭和切手の植民地と占領地

吉永 敬

現在、私が蒐集しているのは「昭和切手の植民地と占領地」の使用例ですが以前のコレクション拝見からは丁度10年になります。

今回は、その後の蒐集の結果報告ですが、紙上では「南満州鉄道付属地」と「南洋諸島」の一部のみです。

1. 南満州鉄道付属地とは南満州鉄道（新京～大連）及び安奉線（奉天～安東）の沿線。

(1) 1937年11月5日 日本と満州国との間で行政権移譲に関する条約が調印。

(2) 同年、12月1日以降は南満州鉄道付属地の郵便行政も満州国に移管されたので日本切手の取り扱いが下記の様に変更。

① 昭和12年11月30日までは日本の年号のままで使用可。

・乃木2銭貼絵葉書 湯崗子／鞍山 12・8・30（昭和12年）

② 昭和12年12月1日～昭和13年2月28日までは満州年号での使用可。

特例として、この期間は満州国全土での使用可。

・乃木2銭貼葉書 哈爾濱中央／瀋紅 5・2・9（康德5年＝満州年号）

③ 昭和13年3月1日以降は日本切手の使用不可。但し、日本切手貼付のまま郵送されたケースあり。（原則、無効扱いとして倍額の料金を徴収）

*この期間の昭和切手は乃木2銭と東郷4銭の2種類のみで、しかも短期間につき、使用例が少ない。（①、②は適正使用）

2. 南洋諸島

① 乃木2銭貼絵葉書 サイパン機械印 12. 8. 12

パラオ丸乗船記念印付きスタンプ

② パラオ丸絵葉書 日本郵船乗船客への自宅への郵便によるサービス

③ パラオ丸乗船客への電報送達紙

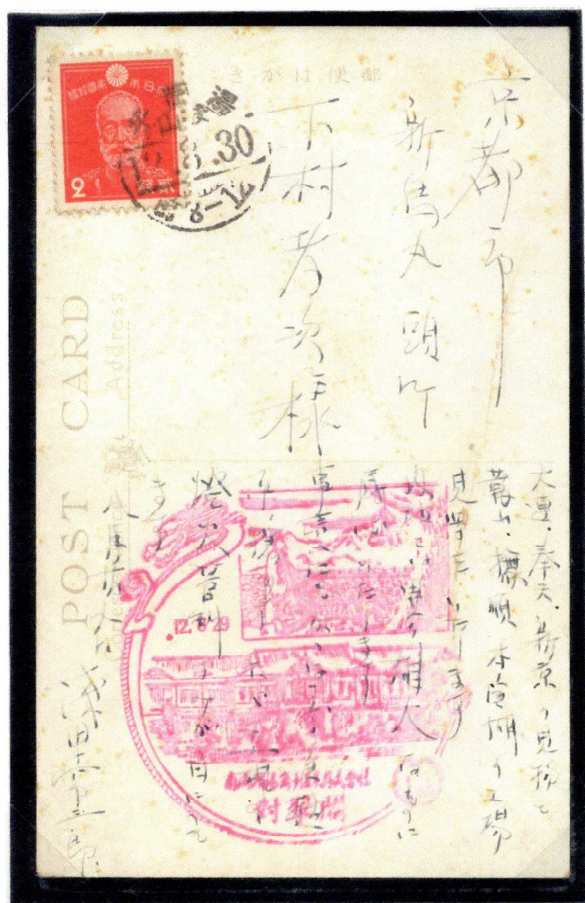
以上3点はパラオ丸関連のユニークな郵便物だと思います。

満州使用 (南満州鉄道付属地)

日満郵便移管前 (1937. 11. 30まで)



新京欧文印 HSINKING
1937. 10. 21



乃木 2 銭貼絵葉書 湯岡子 / 鞍山
昭和 12. 8. 30 季節局

1937年11月5日、日本と満州国間で南満州鉄道付属地の行政権移譲に関する条約が締結、11月30日まで日本切手が日本の年号のまま使用が認められた

日滿暫定期間

(1937. 12. 1~1938. 2. 28)

南満州鉄道付属地



鞍山／湯崗子
4. 12. 4



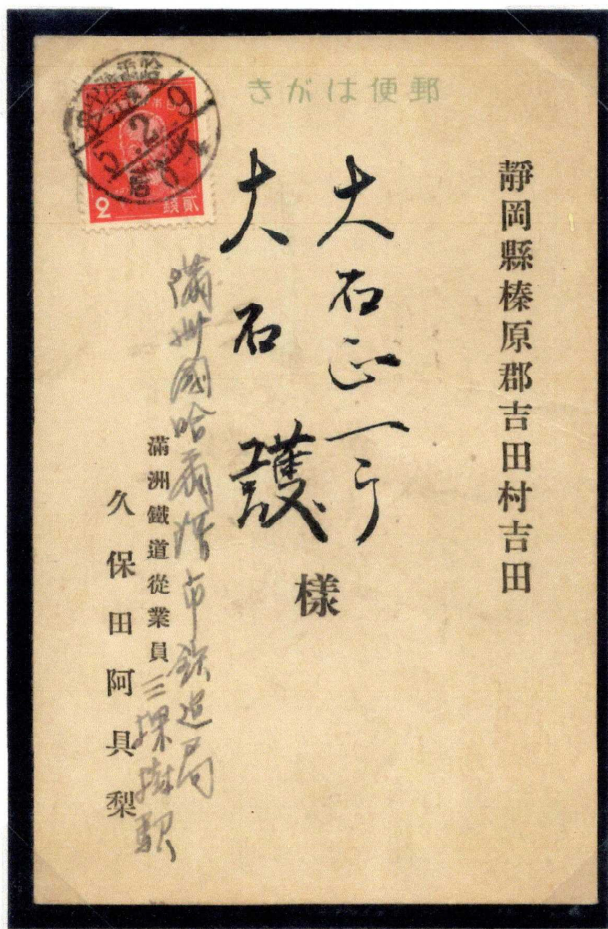
四平街／奉天
5. 1. 1



哈爾濱中央
5. 2. 23



新京中央 ローラー印
(?) . 1. 21

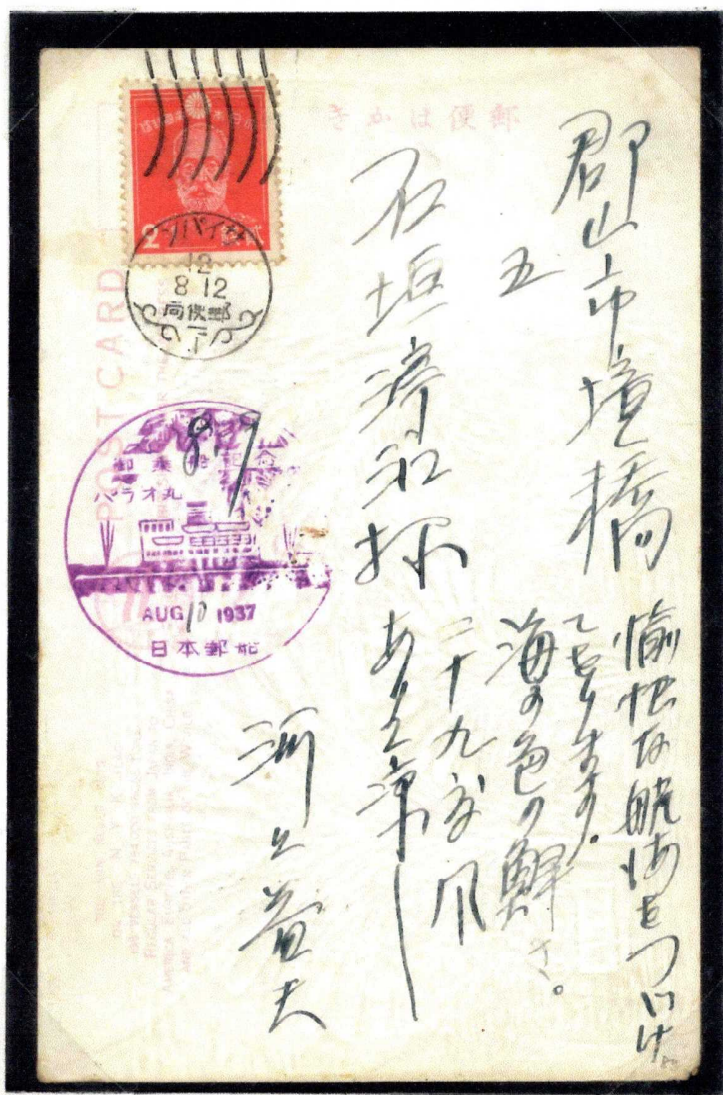


哈爾濱中央／濱江 5. 2. 9
哈爾濱 (ハルピン) より静岡県宛の
ハガキ
康德5年 (満州年号) = 昭和13年

この期間内に限り、南満州鉄道付属地
以外、満州国全土での郵便使用が特例
として認められた

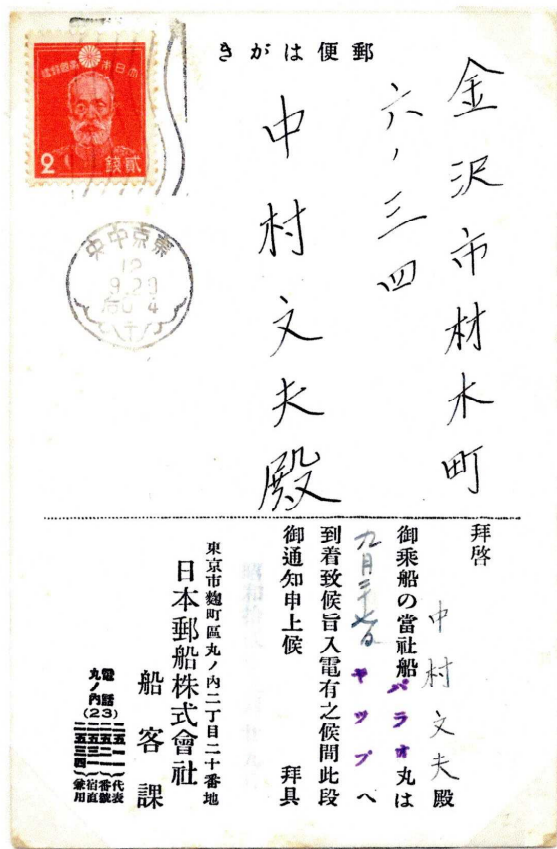
南洋諸島

サイパン 12・8・12機械消



南洋諸島


パラオ丸（日本郵船）ヤップへ到着の通知状



シドニーハーバー橋(漢洲シドニー) 水面よりの高さ四四〇呎、水面より歩車道迄の高さ一七〇呎、全長一、六五〇呎、一九三二年三月建

南洋諸島

パラオ丸無線電信取扱所
 パラオ丸乗船客宛の電報送達紙

紙 達 送 報 電				宛	名			
青校照	信受 ち 七 時 四 分	付受 セ 一 〇 時 三 〇 分	號番 セ 七 〇	局信發 4 ヨ ウ カ イ 4 バ	庶字 ケ 〇	種類	宛	名
者價並	キ ラ							
定 指				著信番號		若し他人に宛てた電報なるときは其旨附箋して直に配達局所へ返戻して下さい		
ウ 2 ヤ ヒ ニ テ				00113				
4 ハ ニ テ								
ア イ ニ テ								
ワ マ ゴ ニ								
セ ニ テ								
4 ニ カ コ								
2 ヨ ロ ス ワ 4								
ウ ウ ウ コ ニ テ								
4 コ 1 バ ー フ								
ヨ ク テ								
印				附		日		
								
版印局理郵省信通				省 信 遞		一・十和昭		